

板橋区休日時災害協力薬局対応休日調剤薬局開局事業実施要綱

(平成 28 年 1 月 28 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、民間の薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に定める薬局をいう。以下同じ。）の協力を得て、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日（1 月 1 日を除く。）及び年末年始（12 月 29 日から同月 31 日まで及び 1 月 1 日から同月 3 日まで。以下「休日」という。）における急病患者等に対する調剤事業等（以下「休日調剤薬局開局事業」という。）を実施することにより、区民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(実施方法等)

第 2 条 区長は、前条の目的を達成するため、休日調剤薬局（休日に調剤事業等を行う薬局をいう。以下同じ。）を確保するものとする。

2 休日調剤薬局開局事業は、一般社団法人板橋区薬剤師会（以下「板橋区薬剤師会」という。）に委託し、実施する。

(休日調剤薬局の指定)

第 3 条 区長は、休日調剤薬局開局事業の実施にあたり、地域住民の利便及び地域の特性を十分考慮し、板橋区薬剤師会と協議の上、毎休日に開局する休日調剤薬局を指定するものとする。

(開局日及び時間)

第 4 条 休日薬局開局事業における開局日は、次の表のとおりとする。

区 分	開 局 日
(1)休日	下記以外の休日
(2)4月・5月連休	4月28日から5月6日までの期間の休日
(3)年末年始	12月29日から1月3日までの6日間

2 休日調剤薬局の開局時間は、次の表のとおりとする。

区 分	開 局 時 間
(1)休日昼間	午前9時から午後5時まで
(2)休日準夜	午後5時から午後10時まで

(対象者)

第 5 条 休日調剤薬局開局事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 休日において処方箋による調剤を必要とする者

(2) 一般用医薬品その他の医薬品の購入その他休日調剤薬局の利用を必要とする者

(調剤費等)

第6条 休日調剤に伴う調剤報酬は、当該休日調剤薬局の収入とする。

2 調剤を受ける者が社会保険等により調剤を受けようとする場合は、保険証を提出しなければならない。

(周知)

第7条 区長は、調剤を必要とする者が迅速に休日調剤薬局を利用できるよう、関係機関と連携の上、休日調剤薬局その他必要な情報について、区民に周知徹底を図るものとする。

(委託料等)

第8条 委託料等は、第4条に規定する区分に応じ、それぞれ当該年度の予算の範囲内で定める額とする。

(休日時災害協力)

第9条 区長は、休日に発災し、当該休日に、緊急医療救護所が設置される場合には、板橋区薬剤師会に対し、緊急医療救護所における負傷者の手当て等のため、当該休日に開局する休日調剤薬局の医薬品を提供するよう、要請することができる。

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、東京都と公益社団法人東京都薬剤師会とで締結された「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」に準ずるものとする。

(その他)

第10条 板橋区保健所長は、毎年度、休日調剤薬局開局事業の実施計画を定めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に際し、必要な準備行為については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。